

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局資金運用課

1. 改正の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「令和7年改正法」という。）第32条の規定により、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第5条の2第2項第1号が改正され、独立行政法人福祉医療機構において年金担保債権管理回収業務を行う期間は令和9年3月31日までとされた。
- また、令和7年改正法第17条の規定により、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「令和2年改正法」という。）附則第39条第1項が改正され、独立行政法人福祉医療機構は令和9年4月1日から当分の間、独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第13項ただし書きに規定する未済金の支払業務（年金担保貸付けを受けていた者が死亡し、その相続人から担保に供された年金給付の支払を受けた金銭をもって当該担保に係る貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払の請求があった場合において、その支払を行う業務）及び年金担保債権管理回収業務に関連する業務として厚生労働省令で定めるもの（以下「年金担保債権管理回収業務の関連業務」という。）を行うことができることとされた。
- 令和7年改正法第17条の規定の施行に伴い、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和4年厚生労働省令第46号）を改正し、年金担保債権管理回収業務の関連業務として、年金担保債権管理回収業務の終了後も独立行政法人福祉医療機構において行う必要のある業務を定めることとする。

2. 改正の概要

- 年金担保債権管理回収業務の関連業務として以下の業務を定める。
 - ・ 行政機関又は年金担保貸付けを受けていた者若しくはその相続人からの年金担保債権管理回収業務に関する照会に対して回答する業務
 - ・ 年金担保債権管理回収業務において作成又は入手した文書を保管する業務
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 令和2年改正法附則第39条第1項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年11月（予定）
- 施行期日：令和7年改正法の一部規定の施行の日（令和7年12月1日）